

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

エイネット株式会社(派 13-303050)

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。

法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

1. 派遣労働者数 10人（1日平均）
※有期派遣労働者 1名
2. 派遣先数 6社
3. 労働者派遣料金（1日：8時間当たり）42,000円
4. 派遣労働者賃金（1日：8時間当たり）24,000円
5. マージン率 42.9%
6. 教育訓練に関する事項
コンプライアンス教育、
個人情報・セキュリティ教育
安全衛生教育
キャリアアップ支援
(OFF-JT、労働者費用負担なし)
7. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定の締結の有無：有
協定労働者の範囲：全ての派遣労働者
協定書の有効期間終期：2025年3月31日

※ マージン率に含まれる費用内訳

- ・スタッフの雇用主として負担する社会保険料（厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険）
 - ・派遣労働者が取得する有給休暇の費用、各種研修費用
 - ・会社運営費用（営業、管理、採用活動などにあたる人件費）
 - ・営業利益
- などが含まれます